弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第 4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に 代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 (適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)
- 第3条 この条例を適用する区域(以下「適用区域」という。)並びに当該区域に おける緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合(以下それぞ れ「緑地面積率」及び「環境施設面積率」という。)は、次の表のとおりとする。

適用区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない		100分の10以上
区域		

2 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号。以下「規則」という。)第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第4条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第5条 特定工場における環境施設の配置は、住宅地との隣接部分等の周辺部に、 当該工場の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持 に最も寄与するように行うものとする。 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定の例による。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

(弥富市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正)

3 弥富市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年弥富市条例第10号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)」を「弥富市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(令和5年弥富市条例第24号)」に改める。

第2条中「おける用語の意義は、工場立地法の規定」を「おいて使用する用語は、工場立地法(昭和34年法律第24号)において使用する用語」に改める。

第4条第1項第1号中「法準則別表第1」を「工場立地に関する準則(平成 10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準 則」という。)別表第1」に改める。